

財政援助団体等監査結果に関する報告

第1 監査の基準

この監査は、浜松市監査基準(令和2年浜松市監査委員告示第2号)に準拠して実施した。

第2 監査の対象

次のとおりである。

1	公益社団法人浜松市シルバー人材センター(財政援助団体監査)
・ 監査対象補助金	浜松市シルバー人材センター活動費補助金(令和4年度分)
・ 補助金の所管課	健康福祉部 高齢者福祉課
2	公益財団法人浜松国際交流協会(財政援助団体監査)
・ 監査対象補助金	浜松市国際交流推進事業費補助金(令和4年度分)
・ 補助金の所管課	企画調整部 国際課
3	公益財団法人浜松市医療公社(出資団体監査)
・ 市の出資比率	100%
・ 団体の所管課	健康福祉部 病院管理課
4	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会グループ(公の施設の指定管理者監査)
・ 公の施設	浜松市福祉交流センター
・ 施設の所管課	健康福祉部 福祉総務課
5	社会福祉法人ひかりの園(公の施設の指定管理者監査)
・ 公の施設	浜松市根洗学園
・ 施設の所管課	健康福祉部 障害保健福祉課

第3 監査の範囲

- 1 財政援助団体については、令和4年度に執行された本市からの補助金の交付に係る出納その他の事務について監査を実施した。
また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。
- 2 出資団体については、主に令和4年度に執行された出納その他の事務について監査を実施した。
- 3 公の施設の指定管理者については、令和4年度及び令和5年度に執行された管理業務全般について監査を実施した。
また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。

第4 監査の期間

令和5年11月1日から令和6年2月20日まで

第5 監査の着眼点及び実施内容

監査の対象及び範囲に示した団体の事務並びにそれに関する所管課の事務について、本市

の財政的援助等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを着眼点とし、検証した。

監査手続については、監査対象部局及び団体から提出された資料及び諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係者から説明を聴取し、関係法令等に基づき適正に執行されているかについて監査を行った。

第6 監査の結果

1 結果

対象事務の執行について、本市の財政的援助等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているかの観点から調査した結果、2 に掲げるものを除き、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

2 指摘

一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられたので、所管課は、適切な是正措置を講じるとともに、団体に対し、適切な是正措置を講じるよう指導・助言されたい。また、団体においては、所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい。

(1) 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会グループ

(公の施設：浜松市福祉交流センター、所管課：健康福祉部福祉総務課)

ア 浜松市福祉交流センター(駐車場を除く。)の開館時間について(所管課及び団体に対するもの)

指定管理者は、令和4年度及び令和5年度において、浜松市福祉交流センター(駐車場を除く。)の開館時間を変更し、30分早く開館しているが、浜松市福祉交流センター条例第3条ただし書による市長の承認を受けていない。

イ 浜松市福祉交流センターの駐車場の開館時間について(所管課に対するもの)

令和3年度～令和7年度浜松市福祉交流センターの管理に関する基本協定書の仕様書において、浜松市福祉交流センターの駐車場の開館時間について、浜松市福祉交流センター条例第3条の規定よりも前後30分ずつ拡大した開館時間を定めている。

(2) 社会福祉法人ひかりの園

(公の施設：浜松市根洗学園、所管課：健康福祉部障害保健福祉課)

指定管理者の自主事業に係る行政財産使用許可について(所管課に対するもの)

浜松市根洗学園の指定管理者が自主事業として行う令和4年度及び令和5年度の放課後等デイサービスについて、浜松市公有財産管理規則に規定する行政財産使用許可申請書を提出させておらず、許可手続を行っていない。また、平成24年度から令和3年度までの各年度において、指定管理者が自主事業として行う放課後等デイサービスについても同様に、浜松市公有財産管理規則に規定する行政財産使用許可申請書を提出させておらず、許可手続を行っていない。

第7 監査対象の概要

監査の期間の初日時点における監査対象の財政援助団体等の概要は次のとおりである。

1 公益社団法人浜松市シルバー人材センター(財政援助団体監査)

(1) 補助金対象者

浜松市中央区鴨江三丁目1番10号
公益社団法人浜松市シルバー人材センター
理事長 安間 みち子

(2) 補助金の概要

補助金名	浜松市シルバー人材センター活動費補助金(令和4年度分)
補助金の目的	高齢者等の雇用の安定等に関する法律の趣旨に則り、高齢者の就業機会の増大と生きがいの充実、社会参加の促進を図る。
補助金交付対象	職員基本給、職員特別給与、職員諸手当、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金等
補助金額	62,644,000円
補助率	50%以内
所管課	健康福祉部 高齢者福祉課

2 公益財団法人浜松国際交流協会(財政援助団体監査)

(1) 補助金対象者

浜松市中央区早馬町2番地の1 クリエイト浜松4階
公益財団法人浜松国際交流協会
代表理事 石川 晃三

(2) 補助金の概要

補助金名	浜松市国際交流推進事業費補助金(令和4年度分)
補助金の目的	浜松市における市民レベルでの多文化共生、国際交流・協力並びに国際理解教育の推進。
補助金交付対象	浜松市内の民間団体が行う活動に対して、協会が実施する支援事業に係る経費 ア 多文化共生の推進を目的とする事業 イ 国際交流の推進を目的とする事業 ウ 国際協力の推進を目的とする事業 エ 国際理解の推進を目的とする事業等 オ 上記ア～エの担い手となるボランティアを育成する事業
補助金額	4,768,000円
補助率	50%以内(上限額 上記ア：500,000円、その他：300,000円)
所管課	企画調整部 国際課

3 公益財団法人浜松市医療公社(出資団体監査)

(1) 出資団体

浜松市中央区富塚町 328 番地
 公益財団法人浜松市医療公社
 理事長 鈴木 達夫

(2) 団体の概要

設 立	昭和 47 年 11 月 1 日
設 立 目 的	浜松市及びその周辺の地域住民に対する公衆衛生の向上及び地域医療の連携強化を推進し、もって住民の健康及び福祉の増進に寄与する。
組 織 〔 令和 5 年 3 月 31 日 現 在 〕	ア 役員等 21 人(理事長 1 人、副理事長 1 人、常任理事 3 人 ほか) イ 職 員 1,153 人
主 な 事 業	ア オープンシステムによる地域診療所等からの不特定多数の紹介患者の診療 イ 地域診療所等への手術設備、高度医療機器及び病床の提供 ウ 地域医療支援病院として診療所等との連携及び機能分担の推進 エ 地域の救急医療の提供及び小児・周産期医療の確保 オ 災害拠点病院として医療救護活動の実施 カ 感染症指定医療機関として疾病対策の実施 キ 地域性を考慮した特定健診、がん検診、生活指導等の実施 ク 地域住民の健康増進及び疾病予防のための公衆衛生活動の実施 ケ 医学及び医療の向上に関する調査・研究の実施 コ 臨床研修指定病院として臨床研修医に対する教育研修の実施 サ 大学の関連教育病院として学生に対する教育研修の実施 シ 医療と介護の連携推進事業の支援 ス 職員の子ども及び地域の子どもに対する保育事業の実施 セ その他法人の目的を達成するために必要な事業
市 と の 関 係	出えん金 530,000,000 円(100%)
所 管 課	健康福祉部 病院管理課

4 社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会グループ(公の施設の指定管理者監査)

(1) 指定管理者

浜松市中央区成子町 140 番地の 8

社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会グループ

代表者 浜松市社会福祉協議会

会長 寺田 賢次

(2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松市福祉交流センター
所在地	浜松市中央区成子町 140 番地の 8
施設の概要	鉄骨鉄筋コンクリート造 5 階建(地下 2 階) 敷地面積 : 3,667.70 m ² 、延床面積 : 9,025.05 m ² 集会施設、ホール、福祉拠点施設
指定期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
指定管理料	48,177,000 円(令和 4 年度分) 53,705,000 円(令和 5 年度分)
利用料金制	導入済
指定管理者の主な業務	ア 管理施設の利用許可に関する業務 イ 管理施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務 ウ 管理施設等の維持管理に関する業務 エ 上記のほか、市長が必要があると認める業務
所管課	健康福祉部 福祉総務課

5 社会福祉法人ひかりの園(公の施設の指定管理者監査)

(1) 指定管理者

浜松市中央区根洗町 681 番地の 5

社会福祉法人ひかりの園

理事長 秋山 正和

(2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松市根洗学園
所在地	浜松市中央区根洗町 667 番地の 1
施設の概要	鉄筋コンクリート平屋造 敷地面積：6,831.26 m ² 、延床面積：1,257.13 m ² 園舎、車庫、運動場等
指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
指定管理料	15,700,000 円(令和4年度分) 15,700,000 円(令和5年度分)
利用料金制	導入済
指定管理者の主な業務	ア 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第5項に規定する保育所等訪問支援の実施に関する業務 イ 管理施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務 ウ 管理施設等の維持管理に関する業務 エ 上記のほか、市長が必要があると認める業務
所管課	健康福祉部 障害保健福祉課